

## 今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日は除く)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
市民相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
行政相談	16(木)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	21(火)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
人権なんでも相談	24(金)、午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①9(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後 1時30分～3時30分、②17(金)、午前9時30分 ～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、 ③18(土)、午前9時30分～11時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、 定員①は4人、②は5人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日は除く)、 午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階こども未来室	電話相談も可(内線206～208)
発達相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	市役所2階こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)
子育て相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙など についての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、 カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する あらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所2階23番窓口	電話相談も可(内線288)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	6(月)、午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	8(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	10(金)、午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所1階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、 消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	28(火)、午後1時30分～4時	市役所4階A会議室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	15(水)、午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	9(木)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付き の労働相談も可)。 問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	20(月)、午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	23(木)、午後1時～2時30分、 2時30分～4時	トピック(ぎらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる 相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日は除く)、 午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による 相談
もの忘れ医療介護相談	1(水)、15(水)、午後1時30分～2時、 2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線197)、定員各1組、認知症サポート医、 ほんわかセンター専門職による相談



## 講座・催し

### 府点訳・朗読奉仕員中級養成講座

**とき** 6月25日(木)～12月24日(木) (全24回) ※詳しい日程は、お問い合わせください。

**ところ** 府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道一丁目)

**対象者** 府内在住・在勤の人で、市町村が実施する初級講座修了者または同等と認められる人

※初めて学習する人は受講不可。

**定員** 各25人(受講判定試験を実施)

**受講料** 無料(教材費実費)

**申し込み** 障がい福祉課(内線193)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、5月19日(火)(必着)までにファクスまたは郵送で、(一財)大阪府視覚障害者福祉協会〔FAX06(6772)0042〕・☎543-0072大阪市天王寺区生玉前町5の25〕へ(府ホームページ〔http://www.pref.osaka.lg.jp/〕からも申し込みできます)

**問い合わせ** 同協会〔☎06(6772)0024〕

### 府要約筆記者養成講座

**とき** 6月27日(土)～12月5日(土) (全21回) ※詳しい日程は、お問い合わせください。

**ところ** 府立福祉情報コミュニケーションセンター(大阪市東成区中道一丁目)

**コース** 手書きコース、パソコンコース

**対象者** 府内在住・在勤で要約筆記者として活動する意思のある人

**定員** 各10人(受講判定試験を実施)

**受講料** 無料(教材費実費)

**申し込み** 障がい福祉課(内線193)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、5月11日(月)(消印有効)までに郵送で、☎562-0023箕面市粟生間谷西2丁目2の6 橋高方「NPO法人大阪府中途失職・難聴者協会」へ(府ホームページ〔http://www.pref.osaka.lg.jp/〕からも申し込みできます)

**問い合わせ** 府民お問合せセンター〔☎06(6910)8001〕

### 介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

**とき・内容** 5月～10月の間で通信教育6カ月、通学10回程度

**ところ** ジョブシテカレッジおもちゃ館(向陽台二丁目13の9)

**定員** 30人 **受講料** 2万1000円～8万9000円(テキスト代含む)

**申し込み** 4月6日(月)～5月1日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に、NPO法人シーシータイミング〔☎072(349)9035〕へ(申し込み先着順)



## 上下水道

### 公共下水道が使えます

3月31日より、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道(汚水)が使えるようになりました。

**対象地域** 川面町一丁目、西板持町二丁目、別井三・五丁目、北大伴町一・四丁目、山中田町一丁目、宮甲田町、廿山、廿山二丁目、平町二丁目、喜志新家町一・二丁目、喜志町五丁目、錦織北三丁目、富田林町の各一部

#### ◎1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さんはトイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水道に流さなくてはなりません。そのためトイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。

工事に必要な費用については、無利子の融資あっせん(法人は対象外)および水洗便所改造工事資金助成をしていますのでご利用ください。

※工事は必ず本市の指定する排水設備工事指定業者に依頼してください。

※市街化調整区域の世帯は1ますにつき12万円の市街化調整区域下水道分担金が必要です。

#### ◎下水道に切り替えると

清潔な水洗トイレを使用でき、また溝へ汚れた水を流さなくなるので街の美化や川の水質改善にもつながります。

**問い合わせ** 下水道課(内線268)

### 私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活雑排水の適正な処理を図るため、一定の条件に該当する私道について、土地所有者および沿道の皆さんの申請により、市の費用で公共下水道管を敷設し維持管理をします。

#### 主な敷設条件

- ・公共下水道の事業計画区域にあり、その一端が公共下水道に接続可能なこと
- ・原則として幅員1.2m以上で一般の通行に使われており、下水道管を敷設できること
- ・公共下水道を利用する建物が2戸以上あること(同一敷地で同一所有者の建物は1戸になります)
- ・公共下水道を利用することになる全ての人が公共下水道管の敷設を要望していること
- ・土地所有者が公共下水道管の敷設および利用することとなる人の使用を承諾していること

**問い合わせ** 下水道課(内線268)

### 安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し消毒効果が薄れることがあります。大型連休などで長期間留守にされたり、本市に引っ越しされてきて長く使用されていなかった水道を初めて使われたりする場合は、念のため最初のバケツ1杯程度の量を飲み水以外にお使いください。

**問い合わせ** 水道工務課(内線257、295)



## 募集

### 学習サポーターを募集

市立小・中学校で、授業中の指導補助や休み時間、放課後の学習活動などをサポートしていただける大学生のボランティアを募集しています。

※活動時期や時間帯などは、派遣先の学校と相談の上、決定します。詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 教育指導室(内線365)



## 国民年金

### 国民年金保険料が改定

4月から令和3年3月までの国民年金保険料について、定額保険料が月額1万6410円から1万6540円(月130円引き上げ)に改定されました。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

### 会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20～60歳の人で、会社を退職されて厚生年金保険の資格を喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は国民年金加入の手続きが必要です。年金手帳と退職年月日を確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)、印鑑を持って、保険年金課(市役所1階⑧番窓口)へお越しください。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料(月額1万6540円)を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除(一部納付)される制度(世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査)や、50歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」(申請者本人と配偶者の所得により審査)がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課(内線153、154)



## 介護保険

### 令和2年度介護保険料 仮決定通知書を発送します

65歳以上の人に4月上旬に令和2年度介護保険料仮決定通知書を発送しますので、普通徴収の人はコンビニエンスストア、MMK設置店、取扱金融機関または市役所で保険料を納付してください。

口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落とします。特別徴収の人は年金から天引きします。

**問い合わせ** 高齢介護課(内線175、176)



## 講座・催し

### 整形外科医監修の ロコトレ体操教室

ロコモティブシンドロームを予防するための体操教室を開催します。

**とき** 5月21日～7月30日の毎週木曜日(6月11日、7月9日、23日は除く)、午後1時15分～2時30分(全8回)

**ところ** 金剛連絡所  
**対象者** 市内在住でおおむね65歳以上の  
**定員** 30人

**参加費** 無料  
**申し込み** 4月6日(月)～5月12日(火)に、高齢介護課(内線196)へ  
※申し込み先着順。ただし、初めて参加される人を優先します。

### けあばる高齢からだ塾

高齢になれば誰もが身体の衰えや病気の行方が気になります。体力や気力、病気の状態など身体のことについて一緒に学んでみませんか。

**とき** 4月22日(水)、午後2時～3時30分  
**ところ** けあばる  
**内容** 介護老人保健施設管理医師による講演「からだの衰え(フレイル)を知ろう」、フレイル予防体操  
**定員** 15人(当日、直接会場へ)  
**参加費** 無料  
**問い合わせ** 介護老人保健施設けあばる〔☎(28)8666〕

### カラダをしぼって整える教室

運動が必要なのに、なかなか始められない人に健康運動指導士など専門のスタッフが最適な方法を提案します。

**とき** 5月～9月の月曜日、午後1時30分～3時30分(全11回)

**ところ** 保健センター  
**対象者** 医療機関でのリハビリテーションや介護保険サービスを利用していない40～74歳の人  
**定員** 15人

**参加費** 無料(調理実習は500円実費)  
**申し込み** 4月13日(月)～、保健センター〔☎(28)5520〕へ(申し込み先着順)

### おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をしたり、不安や悩みを出し合い交流したりしませんか。

**とき** 4月22日(水)、午後1時30分～3時  
**ところ** すばるホール3階会議室2A  
**対象者** 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人、認知症サポーターなど  
**定員** 20人(当日、直接会場へ)  
**参加費** 100円(お茶・お菓子代)  
**問い合わせ** 井尻さん(おれんじパートナー事務局)〔☎090(3996)0071〕

### 介護予防サポーター養成講座

介護予防の知識(運動、栄養、口腔機能など)を「笑顔はつらつ教室(地域介護予防普及教室)」で指導する同サポーター(有償ボランティア)を養成します。

**とき** 5月26日～6月30日の毎週火曜日、午前10時～午後4時と同教室の見学1回(全7回)

**ところ** 市役所、市消防本部  
**対象者** 市内在住・在勤のおおむね74歳以下で、講座修了後、同教室で実習を受け、「市介護予防サポーターの会(健やかスマイル)」に入会し、同教室で指導できる人  
**定員** 15人

**受講料** 無料  
**申し込み** 5月12日(火)までに、高齢介護課(内線196)へ(申し込み多数の場合抽選)

### 若さ・健康・体力アップ教室

**とき** 4月24日～6月12日の毎週金曜日(6月5日は除く)、午後1時30分～3時30分(全7回)

**ところ** 市役所  
**内容** 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイントなど  
**対象者** 市内在住で65歳以上の人  
**定員** 20人  
**参加費** 無料

**申し込み** 4月14日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)  
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。



## 税

### 市・府民税の申告は 4月16日までです

新型コロナウイルス感染症の影響により、市・府民税の申告は4月16日(木)まで延長しています。

なお、確定申告については、富田林務署〔☎(24)3281〕へお問い合わせください。

**問い合わせ** 課税課 (内線117)

### 固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

**縦覧帳簿の縦覧** 縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

**縦覧できる人**

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

**期間** 4月1日(水)～6月1日(月) (土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)

**課税台帳の閲覧** 土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

**閲覧できる人**

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など (ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

**期間** 4月1日(水)～令和3年3月31日(水) (土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)

**縦覧・閲覧場所** 課税課 (内線113～116)

※縦覧・閲覧に必要な書類など詳しくは、お問い合わせください。

### 市税の滞納整理を強化中！

本市では、平成31年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対して、必要に応じ財産差し押さえなど、厳しい措置をとることとしています。また納付期限までにお納めいただけない場合は督促手数料や延滞金に加算された金額を納めなければならなくなりますので納付期限までに納めてください。

**問い合わせ** 収納管理課 (内線121～124)

### いつでも、どこでも簡単納税「モバイルレジ」サービスのご利用を

本市では、税の納付機会の拡大と納税者の利便性の向上を図るためモバイルレジによる納付を導入しています。

モバイルレジは、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、スマートフォンやタブレット端末 (OSがiOS、Androidのもの) で税金が納付できるサービスです。なお、サービス利用には、モバイルバンキングまたはインターネットバンキングの契約が必要です。

**納付できる税目、金額**

市・府民税 (普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 (種別割) ※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのものに限りです。※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。

**問い合わせ** 収納管理課 (内線122)



## 福祉

### 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。

**対象者** 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)

※所得制限などがありますので詳しくは、お問い合わせください。また、施設入所者や長期入院されている場合は

支給されません (障がい児福祉手当は除く)。

**支給額** 特別障がい者手当＝月額2万7350円、障がい児福祉手当、福祉手当 (経過措置分)＝月額1万4880円

※4月分より支給月額が改定されました。

**問い合わせ** 障がい福祉課 (内線192)

### 障がい者(児)給付金の申請を

5月1日(金)～29日(金)、障がい者(児)給付金の申請を受け付けます。

**対象者** 4月1日(水)現在、本市に1年以上居住(住民登録)し、身体障がい者手帳(1～6級)、療育手帳(A・B 1・B 2判定)、または精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの人で今年度新しく手続きされる人、振込先の口座に変更がある人

※昨年度に給付金を受け取られた人は、手続きの必要はありません。

※市外より、市内の施設に入所している人は除きます。

**申し込み** 該当する手帳、印鑑、本人名義の通帳を持って、障がい福祉課(内線192、193)または金剛連絡所へ

### 重度障がい者タクシー利用券(基本料補助)を送付しました

本市では、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部(基本料金)を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。

現在、同タクシー利用券(空色)をお持ちの人は3月31日まで有効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同タクシー利用券(うぐいす色)を3月末に自宅へ郵送しました。新しい同タクシー利用券(うぐいす色)は4月1日(水)より利用できます。

届かない場合は障がい福祉課までご連絡ください。なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用される人については申請手続きが必要です。

**交付枚数** 1カ月3枚で年間36枚  
※福祉施設などへ入所している人は対象外ですので交付できません。

**問い合わせ** 障がい福祉課 (内線193)